

◎ 中学校完全給食実施に向けた検討状況について

1 検討組織等

(1) 開催状況

開催日	会議名称
平成 28 年 12 月 16 日	教育委員会 12 月定例会
平成 28 年 12 月 19 日	中学校完全給食推進本部専門部会【第 2 回】
平成 28 年 12 月 20 日	中学校完全給食推進本部【第 4 回】
平成 29 年 1 月 16 日	中学校完全給食推進本部【第 5 回】
平成 29 年 1 月 20 日	教育委員会 1 月定例会
平成 29 年 2 月 10 日	教育委員会 2 月定例会
平成 29 年 3 月 1 日	中学校完全給食実施等検討特別委員会（市議会）
平成 29 年 3 月 17 日	中学校完全給食推進本部【第 6 回】
平成 29 年 3 月 23 日	中学校完全給食実施等検討特別委員会（市議会）
平成 29 年 3 月 24 日	教育委員会 3 月定例会
平成 29 年 3 月 27 日	中学校完全給食推進本部専門部会【第 3 回】

(2) 各検討組織等における質問・意見等

\* 質問や意見の末尾にどの会議等が出た意見かを【 】の略称で表記しています。

【推】 中学校完全給食推進本部

【専】 中学校完全給食推進本部専門部会

【教】 教育委員会定例会

\* 「⇒」は質問に対する会議中の回答等を記載しています。

ア 実施方式

(ア) 全般

① 給食室は衛生面が大切となるため入室が難しいが、可能であれば、食育の観点から、生徒たちが見学できる施設を整備することなども検討してほしい。【教】

⇒ 新たに整備した給食センターでは、給食調理の様子を見ることが可能であったり、給食の説明などの場所を設け、食育につながっている事例もある。自校方式では調理員と児童が接する機会があるなど、方式ごとに食育につながるメリットがあるので、整理して検討していきたい。

- ②エレベーターの設置というのは必須か。設置しない場合もあるのか。【専】  
⇒他都市では手運びをしている事例もあり、必須とは言えないが、教育委員会としては、中学校の日課における時間の確保が厳しいことや生徒の安全を考えるとエレベーターもしくは小荷物専用昇降機の整備を行いたいと考えている。
- ③エレベーターを設置する場合、設置費用のほかに既存不適格の改修費用も含めて議論する必要がある。【専】
- ④平成 29 年の夏頃を实施方式決定の時期として示している理由は。【専】  
⇒平成 30 年度予算の編成スケジュールや平成 29 年度予算で基本計画等の策定を行う場合に期間が短いと年度内に完了しない恐れがあるのではないかと考えている。
- ⑤平成 29 年度も何らかの調査委託を行うのか。【専】  
⇒23 校の施設整備となるので、整備計画などの検討が必要になると考えている。
- ⑥实施方式決定にあたってのポイントは何か。【専】  
⇒教育委員会としては、教育のためにより良いということが重要であると考えているが、経費やスケジュールについて实施方式ごとに大きな差が生じたり、不透明な部分がある場合は、市全体としての検討事項になってくるため、総合的な判断が必要と考えている。
- ⑦食育の取り組みについて、实施方式による違いはあるか。【教】  
⇒自校方式では、身近で調理していることを生かすことができる点がメリットであり、センター方式では、見学スペースや展示スペースを設けている事例もあるが、实施方式に関わらず、給食の時間以外の関連する教科等で食育を進めることが重要であると考えている。

(イ) 自校方式

- ①自校・直営方式は他の实施方式と比較してコストがかかるのか。【教】  
⇒一般的には、初期整備費がかかることからコストがかかると言われることもあるが、長期的に見たランニングコストは自校方式の方がコストがかからないとする自治体もある。また、直

営・委託の違いについても状況により異なる。

(ウ) センター方式

- ①センター方式のシミュレーションのために旧平作小学校と旧上の台中学校を想定しているが、建築基準法第 48 条ただし書の適用はあくまでも可能性の話であり、用途地域としては原則給食センターを建てることはできないため、市としては、建てるはならない場所と考えるべきである。建てるのであれば、用途地域を変更しなくてはならないのではないかと。また、地域の方に説明するとしても間違ったアナウンスとなる恐れもあるのではないかと。

【専】

⇒建築基準法第 48 条ただし書の適用が非常に難しいことは把握しているが、他都市で適用した事例もあり、現段階で除外できるかという課題もある。調査においてこの想定が現実的でないという評価があった場合は、工業・準工業地域のエリアでのシミュレーションとしたい。また、地域の方へは誤解を与えないよう注意するが、一旦売却事務を止めていることについては説明が必要と考えている。

- ②旧平作小学校は、非常に大きな幹線道路に面しているため、市として都市計画を変更して、用途地域を準工業地域にするという議論はあり得るが、変更するためには最低でも 2 年程度はかかるのではないかとと思われる。【専】

- ③センター方式の場合、既存の市有地を活用するか、新たに用地を購入するかの 2 通り想定すれば良いのではないかと。用地を購入する場合でも参考価格での費用算出は可能と思われる。【専】

⇒用地購入にかかる費用算出は比較材料のために把握すべきだと思う。なお、市有地を活用する場合でも、売却の見込みがある土地の場合、潜在的な売却収入の可能性を考慮することも検討する必要があると考えている。

- ④調査業務委託におけるセンター方式の検討に際し、北部に関してはエリアで想定するとあるが、具体的に想定している土地はあるのか。【推】

⇒工業・準工業地域の用途地域でのエリアの設定であり、具体的な場所の想定はしていない。

⑤同じ条件で議論するためにも、早めにセンター建設候補地の想定を行った方が良いのではないかと【推】

⇒旧平作小学校、旧上の台中学校についても、仮の場所として運搬コストなどを計算するために設定した。実施方式が決まっていないうちで具体的な場所を設定するのは少し危険ではないかと感じている。また、センター方式に決まった場合、市有地ではなく、市が土地を購入して建設するという判断もあり得る。

#### (エ) その他

①センター方式で実施する場合、23校全校での実施となるのか。【専】

⇒各実施方式で全校共通というのが難しい可能性もあると考えている。自校方式の場合は、物理的に自校での給食室設置が難しい学校があると思われるので、他の方式と組み合わせる形になると思われる。センター方式の場合は、経費面などを理由に一部の学校で他の方式と組み合わせる可能性もある。親子方式の場合は、経費面を考慮すると、全校親子方式に統一する可能性が高いと思うが、それについても組み合わせもありえると考えている。

②3種類の実施方式から決定するのではなく、個別の組み合わせも決定していくことになると、調査結果から判断するのは難しいのではないかと【専】

⇒基本的には、3方式からベースとなる案を決定し、組み合わせる場合は、ベースとなる実施方式で対応が難しい学校の補完策を決めていくものと考えている。

#### イ 調査業務委託

##### (ア) 調査内容

①安全面に関わる既存不適格の問題は、給食の問題とは別に学校の施設改修の際に少しずつでも対応していかなければならない課題であると思う。【教】

②既存不適格とその改修費用の積算を民間事業者で正確にできるのか。【専】

⇒既存不適格の完全な調査は1校でもかなりの費用がかかる調査であるため、正確な積算は難しいが、既存不適格の改修が必要でこの程度費用がかかることは示していきたいと考

えている。

(イ) 現地調査

- ①現地調査の際に、調査事業者や教育委員会等の職員と学校の校長、教頭等が話し合う機会はあったか。【教】

⇒今回は、事前に函面等で調査した施設の配置状況等を現地で確認することを目的としており、直接話し合う機会は設定しなかった。

(ウ) その他

- ①調査結果について、専門部会各課での実務的な作業も含めて、どのタイミングで検証を行うのか。中間報告についても検証作業を行う必要があるのではないか。【専】

⇒検証は基本的には教育委員会で行うものと考えているが、所管部局に確認が必要な事項は中間報告から最終報告の間に検証を依頼することになると考えている。

ウ 検討組織

(ア) 全般

- ①3年程度先まで見据えたスケジュールがある方が議論しやすい。【専】

⇒実施方式によって次の準備にかかる期間が大幅に変わってくる可能性があり、現段階では具体的に示すことが難しい。調査委託の結果でスケジュールの目安が出れば、それをベースに話ができるのではないかと考えている。

(イ) 専門部会

- ①実施方式決定に向けた今後の検討の進め方と専門部会の役割は。【専】

⇒調査委託の結果と調査委託に含まれない検討結果（直営の人件費等）を基に、市議会や各検討組織等で議論を進めていく。各検討組織等の意見を踏まえ、教育委員会で実施方式の案を作り、その案に対して議論することになる。専門部会では、調査委託の結果や実施方式の案について、各課所管事項に関する専門的な観点から検証し、意見をいただきたいと考えている。

## エ 学校運営上の課題

### (ア) 日課

- ①日課について、小中学校で連携していこうという具体的な動きはあるか。【教】

⇒現在は、情報共有や意見交換をしている段階である。

### (イ) 栄養教諭、学校栄養職員

- ①栄養教諭、学校栄養職員について委託することはできるか。【推】

⇒栄養教諭、学校栄養職員の配置基準は法律で定められており、基準に基づいた配置人数は県費職員となる。それ以外に市費で配置する場合、その部分については委託を検討することはできると考えている。

- ②夏季休業など調理業務がない期間は栄養教諭、学校栄養職員の業務負担が減ると考えられるので、効率的な運営を考えるならば委託が望ましいのではないか。【推】

- ③栄養教諭、学校栄養職員が情報共有や意見交換をする機会はあるか。また、栄養教諭、学校栄養職員と一般の教員が情報共有や意見交換をする機会はあるか。【教】

⇒栄養教諭、学校栄養職員間では、月に1回程度、教育委員会の栄養士も加わり、検討会を開き、情報共有、意見交換をしている。一般の教員とは、食教育研究会という組織があり、情報共有、意見交換や研究発表を行っている。この他に、教育委員会が横須賀市立学校食育担当者会を開催し、全校の食育担当者と栄養教諭、学校栄養職員とが集まる機会としている。

- ④栄養教諭、学校栄養職員と、学級担任など一般の教員との連携を密にすることが重要であると思う。【教】

### (ウ) 運営方法

- ①運営形態（直営・業務委託）については検討しているか。【推】

⇒調査委託では業務委託で費用を積算する設定にしているが、直営については教育委員会で費用を積算し、業務委託と比較することを考えている。

- ②小学校の調理業務は直営だが、そのメリット・デメリットは教育委員会で整理しているのか。【推】

⇒現状の課題などは整理しているので、調査委託で算出される業務委託の場合の費用と小学校での実績をベースに積算する直営の場合の費用の比較と併せて、検討していくことを想定している。

③中学校の調理業務は委託で実施する方が良いということになった場合、小学校も直営から委託への移行を検討するのか。【推】

⇒現段階では、小学校での調理業務の形態と、中学校完全給食の実施は別に考えるものとして捉えている。

## 2 請願

「横須賀でも中学校給食を実現する会」から、請願「自校・直営方式での中学校給食の実施及び各校への栄養士の配置について」が、4,144筆の署名を添えて教育委員長に提出され、平成29年1月31日付で受理し、教育委員会2月定例会において審議した。

また、同様の請願が平成29年2月15日の市議会本会議で市議会議長にも提出があり、3月1日に開催された中学校完全給食実施等検討特別委員会で審議され、同委員会では不採択となった。

### (1) 請願項目（原文）

- ①中学校給食実現に際し、小学校と同様の自校方式で実施してください。
- ②市の職員が調理を行う、小学校と同様の直営で実施してください。
- ③栄養士を各校に配置してください。

### (2) 教育委員会所見要旨

- ①現在、調査と並行して市議会をはじめ各検討組織等で検討を進めている。
- ②中学校完全給食の実施にあたって考え方は、平成28年6月に教育委員会で議決した「中学校の昼食のあり方に関する基本方針及び行動計画について」のとおりである。
- ③教育委員会としては、調査結果や市議会及び各検討組織での議論を踏まえるとともに、基本方針及び行動計画の実現を目指し、財政面だけでなく、食育の推進や学校運営への影響といった教育の観点に加え、施設整備に関する法的な課題なども含めて、様々な角度から検討し、実施方式を決定したいと考えている。

### 3 今後のスケジュール

平成 29 年 3 月 23 日	平成 29 年第 1 回市議会定例会 中学校完全給食実施等検討特別委員会で調査結果を報告
平成 29 年 3 月	各検討組織に調査結果を報告し、実施方式について議論
平成 29 年 4 ～ 5 月	検討組織で意見集約後、事務局で実施方式素案を作成
平成 29 年 5 月	実施方式（案）決定
平成 29 年 6 月	平成 29 年第 2 回市議会定例会 中学校完全給食実施等検討特別委員会で、実施方式（案）を報告

※以下のスケジュールは検討の進捗状況と実施方式（案）の決定時期によるため、目安となります。

平成 29 年 7 月～	※実施方式（案）に関する中学校完全給食実施等検討特別委員会で議論等を踏まえ、実施方式を決定
	⇒決定した実施方式により、基本計画の策定等を開始